

札幌臨床検査センター株式会社

第60回定時株主総会招集ご通知

日 時 2024年6月27日（木曜日）
午前10時

場 所 札幌市中央区北1条西11丁目1
グランドメルキュール札幌大通公園
(旧ロイトン札幌)
2階 「リージェントホール」

昨年と同じホテルですが、会場が異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。

議 案 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

会社法改正により電子提供制度が施行されておりますが、書面交付請求の有無にかかわらず、議決権を有する全ての株主様に、従来どおりの株主総会資料をお送りしております。

目次

第60回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
連結計算書類	18
計算書類	20
監査報告	22
株主総会参考書類	30

証券コード 9776
2024年6月10日

株 主 各 位


札幌市中央区北3条西18丁目2番地2
札幌臨床検査センター株式会社
代表取締役社長 伊 達 忠 應

第60回定時株主総会招集ご通知


拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.saturin.co.jp> 
(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=show> 
(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「札幌臨床」又は「コード」に当社証券コード「9776」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができます。お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送のほどお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 札幌市中央区北1条西11丁目1
グランドメルキュール札幌大通公園（旧ロイトン札幌）
2階「リージェントホール」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
（昨年と同じホテルですが、会場が異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第60期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第60期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件

招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参下さいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴って行動制限が解除され、社会経済活動はコロナ禍前に戻りつつあり、経済状況は緩やかな回復基調を維持しました。一方でウクライナ情勢の長期化やイスラエル等の中東情勢の緊迫等に伴う原材料・エネルギー価格の高止まりや円安の長期化による物価上昇、ゼロ金利政策の解除など金融市場の変動等が懸念材料となり、先行きが不透明な状況で推移しております。

医療業界におきましては、医療費抑制政策等の社会的要請を背景に、引き続き後発医薬品の使用拡大及びセルフメディケーションに対する取組み強化等の対応が求められると共に、継続的な薬価改定の影響もあり、更なる経営努力が求められる厳しい事業環境となっております。

このような状況のもと、当社グループは、感染症の影響を踏まえた計画のもと、医療機関の多様化するニーズに応えた営業活動を展開し、継続的な企業価値の向上を実現すべく、各事業において新規顧客の獲得等による営業基盤の拡大と継続的な経費効率を重視した経営基盤の強化に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高19,682百万円（前期比2.2%減）、営業利益534百万円（同47.0%減）、経常利益514百万円（同55.6%減）及び親会社株主に帰属する当期純利益380百万円（同33.1%減）と売上高、利益共に前期を下回りました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

イ 臨床検査事業

臨床検査事業におきましては、新規顧客の獲得及び既存顧客との取引深耕拡大を図ってまいりましたが、PCR検査の受託件数が減少したことから、売上高7,561百万円（前期比8.6%減）と前期を下回りました。

利益面につきましては、前述のPCR検査の減収による減益及び材料費の増加等により、セグメント利益109百万円（同80.6%減）と前期を下回りました。

ロ 調剤薬局事業

調剤薬局事業におきましては、薬価改定による薬価の引下げがあり、薬局を前期上期に1店舗、当期上期に1店舗及び当期下期に2店舗閉鎖しましたが、前期下期に1店舗及び当期下期に1店舗開局したことに加え、処方箋単価の上昇と処方箋枚数が増加したことから、売上高11,058百万円（同3.4%増）と前期を上回りました。

利益面につきましては、原価率が上昇したことから、セグメント利益733百万円（同10.7%減）と前期を下回りました。

ハ 医療機器販売・保守事業

医療機器販売・保守事業におきましては、福祉用具の貸与が前期を上回りましたが、消耗品及び備品の販売が前期を下回ったことから、売上高936百万円（同10.5%減）、セグメント損失8百万円（前期はセグメント損失4百万円）と売上高、利益共に前期を下回りました。

ニ その他の事業

臨床検査システムのソフトウェア販売及び保守におきましては、売上高125百万円（前期比11.7%増）、セグメント利益89百万円（同19.4%増）になりました。

事業区分別売上高

事業区分	第59期 (2023年3月期)		第60期 (2024年3月期)		増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
臨床検査事業	8,275百万円	41.1%	7,561百万円	38.4%	△714百万円	△8.6%
調剤薬局事業	10,693百万円	53.1%	11,058百万円	56.2%	364百万円	3.4%
医療機器販売・保守事業	1,046百万円	5.2%	936百万円	4.8%	△109百万円	△10.5%
その他の事業	112百万円	0.6%	125百万円	0.6%	13百万円	11.7%
合計	20,127百万円	100.0%	19,682百万円	100.0%	△445百万円	△2.2%

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資総額は、352百万円であり、その主なものは、次のとおりであります。

・臨床検査事業	検査機器等	106百万円
・調剤薬局事業	調剤機器等	188百万円

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 57 期	第 58 期	第 59 期	第 60 期
	(2021年3月期)	(2022年3月期)	(2023年3月期)	当連結会計年度 (2024年3月期)
売 上 高	17,502百万円	19,109百万円	20,127百万円	19,682百万円
経 常 利 益	1,188百万円	1,605百万円	1,159百万円	514百万円
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	793百万円	1,042百万円	568百万円	380百万円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	231.85円	306.16円	170.53円	114.14円
総 資 産	14,511百万円	16,149百万円	16,521百万円	16,680百万円
純 資 産	9,272百万円	10,337百万円	10,880百万円	11,183百万円
1 株 当 たり 純 資 産 額	2,708.63円	3,016.24円	3,178.25円	3,283.71円

(3) 重要な親会社及び子会社等の状況

- ① 親会社に関する事項
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 な 事 業 内 容
株式会社帯広臨床検査センター	20百万円	100.00%	臨 床 検 査
アクテック株式会社	10百万円	100.00%	医 療 機 器 販 売 ・ 保 守
株式会社札幌ミライラボラトリー	250百万円	60.00%	臨 床 検 査
株式会社札幌メディ・キャリア	25百万円	60.00%	臨 床 検 査

(4) **対処すべき課題**

医療業界におきましては、2年毎に診療報酬改定が実施されており、その中で当社の主要事業である調剤薬局事業に関わる薬価改定については、毎年マイナス改定が実施されております。

今後益々の高齢化社会の加速に伴い、医療費抑制政策が継続的に強化されることは避けられず、引き続き厳しい状況が続くものと思われまます。

このような状況のもと、当社グループは北海道を拠点とする地場企業として業容の拡大と安定的な収益確保を目指していく所存であります。

臨床検査事業につきましては、継続的な検査工程の見直し、大型設備投資による自動化及び検査精度の向上に努め、更なる業務改革を行ってまいります。

調剤薬局事業につきましては、マイナス基調である薬価改定、薬価差益の縮小に備え、新規出店に積極的に取組むと共に、各種の制度変更に対して速やかな対応を図り、調剤過誤防止の徹底、親切な対応、患者様への安心・安全の提供等、企業としての質の競争力を維持・強化してまいります。そのための薬剤師確保は重要課題であり、積極的に募集・採用活動を進めてまいります。

医療機器販売・保守事業につきましては、環境変化に伴う医療機関のニーズに即した最新の医療機器の情報提供を行い、顧客ニーズをしっかりと捉え、医療機器等の安定供給やグループ全体の強い顧客基盤を活かした営業活動を展開し、業容拡大に努めていく所存であります。

(5) **主要な事業内容** (2024年3月31日現在)

当社グループは、臨床検査事業、調剤薬局事業、医療機器販売・保守事業及びその他の事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

① **臨床検査事業**

当社、株式会社帯広臨床検査センター及び株式会社札幌ミライラボラトリーは、医療に関する臨床検査並びに公衆衛生に関する各種検査の受託及び代行を行っております。

株式会社札幌メディ・キャリアは、臨床検査のための検体集荷業務及び結果報告業務を行っております。

② **調剤薬局事業**

当社は、調剤薬局の経営及び医薬品卸売・一般販売を行っております。

③ **医療機器販売・保守事業**

アクテック株式会社は、高度医療機器、一般医療機器、理化学機器及び福祉用具の販売並びに医療機器の修理及び保守を行っております。

④ **その他の事業**

当社は、臨床検査システム等のソフトウェアの開発、販売及びこれらの保守を行っております。

(6) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

当 社	本 社	札幌市中央区北3条西18丁目2番地2
	支 店	道北支店 (旭川市)
		苫小牧支店 (苫小牧市)
	営 業 所	小樽営業所 (小樽市)
		岩見沢営業所 (岩見沢市)
		道南営業所 (函館市)
		帯広営業所 (帯広市)
		釧路営業所 (釧路市)
		滝川営業所 (滝川市)
		芦別営業所 (芦別市)
		北見営業所 (北見市)
		室蘭営業所 (室蘭市)
		新ひだか営業所 (新ひだか町)
		千歳営業所 (千歳市)
調剤薬局	ノルデン薬局	南1条店 (札幌市)
	ノルデン薬局	南2条店 (札幌市)
	ノルデン薬局	南3条店 (札幌市)
	ノルデン薬局	南13条店 (札幌市)
	ノルデン薬局	北6条店 (札幌市)
	ノルデン薬局	旭ヶ丘店 (札幌市)
	ノルデン薬局	円山公園店 (札幌市)
	ノルデン薬局	北円山店 (札幌市)
	ノルデン薬局	札幌医大前店 (札幌市)
	ノルデン薬局	宮の森店 (札幌市)
	ノルデン薬局	栄町店 (札幌市)
	ノルデン薬局	北栄店 (札幌市)
	ノルデン薬局	新川店 (札幌市)
	ノルデン薬局	新琴似店 (札幌市)
	ノルデン薬局	麻生店 (札幌市)
	ノルデン薬局	発寒店 (札幌市)
	ノルデン薬局	琴似店 (札幌市)
	ノルデン薬局	山の手店 (札幌市)
	ノルデン薬局	五輪橋店 (札幌市)
	ノルデン薬局	藤野店 (札幌市)
	ノルデン薬局	福住店 (札幌市)
	ノルデン薬局	白石店 (札幌市)
	ノルデン薬局	白石本通店 (札幌市)
	ノルデン薬局	月寒中央店 (札幌市)
	ノルデン薬局	水車町店 (札幌市)
	ノルデン薬局	西町店 (札幌市)
	ノルデン薬局	宮の沢東店 (札幌市)
	ノルデン薬局	山の手3条店 (札幌市)

ノルデン薬局	石狩店	(石狩市)
ノルデン薬局	北広島店	(北広島市)
ノルデン薬局	南小樽店	(小樽市)
ノルデン薬局	大麻店	(江別市)
ノルデン薬局	北千歳店	(千歳市)
ノルデン薬局	苫小牧店	(苫小牧市)
ノルデン薬局	新ひだか店	(新ひだか町)
ノルデン薬局	旭川4条店	(旭川市)
ノルデン薬局	旭川東店	(旭川市)
ノルデン薬局	旭川豊岡店	(旭川市)
ノルデン薬局	旭川春光台店	(旭川市)
ノルデン薬局	旭川緑が丘店	(旭川市)
ノルデン薬局	ウェルネスセンター店	(旭川市)
ノルデン薬局	深川店	(深川市)
ノルデン薬局	富良野店	(富良野市)
ウェルネス薬局	湯の川店	(函館市)
ウェルネス薬局	神山店	(函館市)
ウェルネス薬局	函館石川店	(函館市)
ウェルネス薬局	亀田本町店	(函館市)
ウェルネス薬局	七飯店	(七飯町)

子会社

株式会社帯広臨床検査センター	
本 社	帯広市東2条南17丁目7番地1
アクテック株式会社	
本 社	札幌市豊平区美園2条3丁目2番25号
株式会社札幌ミライラボラトリー	
本 社	札幌市中央区北3条西18丁目2番地2
株式会社札幌メディ・キャリアー	
本 社	札幌市中央区北3条西18丁目2番地2

(注) 2024年1月4日付、ノルデン薬局白石本通店を開局いたしました。

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
臨床検査事業	539 (93) 名	62名減 (38名増)
調剤薬局事業	287 (33)	3名減 (5名増)
医療機器販売・保守事業	21 (-)	1名減 (-)
その他の事業	3 (-)	1名減 (-)
全社 (共通)	21 (2)	1名減 (-)
合計	871 (128)	67名減 (43名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パートは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
635 (63) 名	8名増 (4名増)	41.5歳	12.3年

(注) 1. 使用人数は、当社から他社への出向者169名 (12名) を控除して算出しております。

2. 使用人数は就業員数であり、パートは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社北洋銀行	1,119百万円
株式会社北海道銀行	241百万円
株式会社三菱UFJ銀行	239百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 12,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 4,216,000株 |
| ③ 単元株式数 | 100株 |
| ④ 株主数 | 734名 |
| ⑤ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数	持株比率
伊達アセットマネジメント合同会社	1,185,900株	35.61%
株式会社LSIメディアエンス	210,800株	6.33%
株式会社エスアールエル	169,700株	5.10%
伊達 忠一	126,420株	3.80%
永井 詳二	113,300株	3.40%
株式会社北海道銀行	113,200株	3.40%
株式会社北洋銀行	113,200株	3.40%
萬田 直紀	103,600株	3.11%
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 5 0 5 0 0 2	95,000株	2.85%
光通信株式会社	66,700株	2.00%

(注) 1. 当社は、自己株式885,422株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年2月26日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付けを行うことを決議し、2024年4月17日に当社普通株式210,800株（取得価額189,930千円）を取得いたしました。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員等の状況

① 取締役及び監査役の状況（2024年3月31日現在）

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
伊達 忠一	代表取締役会長	
伊達 忠應	代表取締役社長	
荒井 覚	取締役副社長	
庄司 吉人	常務取締役	統括営業本部長
長野 英夫	取締役	道北支店長
伊達 祐子	取締役	
越智 隆雄	取締役	
宮森 利康	常勤監査役	宮森利康税理士事務所 所長
金木 義昭	監査役	金木義昭司法書士事務所 所長
平田 治	監査役	北海道ジダイ研究所 所長

- (注) 1. 取締役越智隆雄氏は、社外取締役であります。常勤監査役宮森利康氏、監査役金木義昭氏及び平田治氏は、社外監査役であります。
2. 常勤監査役宮森利康氏は、税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役金木義昭氏は、司法書士の資格を有し、会社法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役平田治氏は、長年にわたる税理士事務所勤務により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、監査役平田治氏を東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等
当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の 総 額	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額		
			基本報酬	業績連動 報 酬 等	非金銭報 酬 等
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (1)	111百万円 (0)	111百万円 (0)	- (-)	- (-)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3)	7百万円 (7)	7百万円 (7)	- (-)	- (-)
合 計 (うち社外役員)	11名 (4)	118百万円 (7)	118百万円 (7)	- (-)	- (-)

- (注) 1. 取締役の使用人分給与はありません。
2. 当事業年度末日現在の取締役は7名（うち社外取締役は1名）、監査役は3名（うち社外監査役は3名）であります。上表には2023年6月29日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
3. 取締役の報酬限度額は、年額200百万円以内であります（1993年9月30日開催の第28回定時株主総会決議）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役は2名）です。
4. 監査役の報酬限度額は、年額50百万円以内であります（1994年12月21日開催の第30回定時株主総会決議）。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は3名）です。
5. 上記の報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額8百万円（取締役6名に対し8百万円、監査役1名に対し0百万円）が含まれております。

③ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬により構成し支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

3. 業績連動報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給することができる。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

4. 基本報酬（金銭報酬）の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬と業績連動報酬の支給割合は、株主と経営者の利害を共有し、中長期的な企業価値向上へ貢献するために、最も適切な支給割合となることを方針とする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。

ロ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長 伊達忠應氏に対し各取締役の個人別の報酬等（基本報酬）の金額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外監査役宮森利康氏は、宮森利康税理士事務所の所長であります。宮森利康税理士事務所と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役金木義昭氏は、金木義昭司法書士事務所の所長であります。金木義昭司法書士事務所と当社との間には登記に係る取引関係があります。
- ・社外監査役平田治氏は、北海道ジダイ研究所の所長であります。北海道ジダイ研究所と当社との間には特別な関係はありません。

ロ. 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係
当該事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況
取締役会及び監査役会への出席状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 越智隆雄	当事業年度に開催された取締役会18回のうち14回に出席いたしました。 主に営業業務に携わってきた専門的見地から妥当性・適正性を確保するための適宜発言を行っております。また、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定における監督機能を担っております。
社外監査役 宮森利康	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席し、監査役会4回の全てに出席いたしました。 取締役会に出席し、議事運営、決議内容等を監査し、必要により意見表明を行っております。 税理士としての専門的見地から妥当性・適正性を確保するための適宜発言を行っております。さらに、経営会議、仕入統括委員会等の社内の重要な会議又は委員会への出席、稟議書、申請書及び会計に係る証憑等の閲覧、営業所及び調剤店舗に対する往査、内部統制部門との情報交換等を行っております。また監査役会において、当社の内部監査について適宜必要な発言を行っております。
社外監査役 金木義昭	当事業年度に開催された取締役会18回の全て、監査役会4回の全てに出席いたしました。 司法書士としての専門的見地から妥当性・適正性を確保するための適宜発言を行っております。また監査役会において、当社の内部監査について適宜必要な発言を行っております。
社外監査役 平田 治	当事業年度に開催された取締役会18回の全て、監査役会4回の全てに出席いたしました。 長年にわたる財務・経理業務の経験から適宜発言を行っております。また監査役会において、当社の内部監査について適宜必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 清明監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当 事 業 年 度 に 係 る 会 計 監 査 人 の 報 酬 等 の 額	18百万円
当 社 及 び 子 会 社 が 会 計 監 査 人 に 支 払 う べ き 金 銭 そ の 他 の 財 産 上 の 利 益 の 合 計 額	18百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社の利益配分につきましては、中長期戦略を踏まえ、経営基盤の強化及び将来の事業展開に対応した内部留保の確保並びに株主の皆様への安定した配当の実現を基本としております。

2024年3月期末を基準日とする期末配当につきましては、利益配分の方針、財政状態等を総合的に勘案し、1株につき23円とする予定であります。内部留保金につきましては、収益力の一層の向上を図るため、業容拡大及び設備投資等の資金に充当する方針でございます。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,696,690	流 動 負 債	3,307,133
現金及び預金	3,976,239	支払手形及び買掛金	2,235,539
受取手形	302	1年内返済予定の長期借入金	135,367
売掛金	2,939,116	リース債務	125,445
商品	501,207	未払金	261,365
仕掛品	10,634	未払法人税等	156,589
原材料及び貯蔵品	67,123	賞与引当金	124,463
その他	222,471	その他	268,363
貸倒引当金	△20,403	固 定 負 債	2,190,773
固 定 資 産	8,984,256	長期借入金	1,464,937
有 形 固 定 資 産	8,191,067	リース債務	472,843
建物及び構築物	3,349,306	長期未払金	85,502
機械装置及び運搬具	4,645	繰延税金負債	11,563
工具、器具及び備品	482,373	役員退職慰労引当金	70,274
土地	3,376,552	退職給付に係る負債	21,699
リース資産	533,087	その他	63,953
建設仮勘定	445,103	負 債 合 計	5,497,907
無 形 固 定 資 産	96,246	純 資 産 の 部	
その他	96,246	株 主 資 本	10,848,906
投 資 そ の 他 の 資 産	696,942	資本金	983,350
投資有価証券	209,941	資本剰余金	1,015,270
長期貸付金	442	利益剰余金	9,607,738
長期前払費用	3,633	自己株式	△757,451
差入保証金	160,793	その他の包括利益累計額	87,746
繰延税金資産	142,433	その他有価証券評価差額金	87,746
その他	202,068	非支配株主持分	246,386
貸倒引当金	△22,369	純 資 産 合 計	11,183,039
資 産 合 計	16,680,947	負 債 純 資 産 合 計	16,680,947

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上	19,682,319		
売上	13,786,899		
販売費及び一般管理費	5,895,419		
営業外収益	5,360,914		
営業外費用	534,505		
受取利息	135		
受取配当金	5,419		
受取貸付収入	40,519		
受取保険料	19,721		
受取その他	109		
営業外費用	8,237		74,142
支払利息	7,492		
自己株式取得費用	24,288		
貸成収入返還	40,843		
貸成収入返還	13,727		
その他	7,519		93,870
特別利益	514,777		
固定資産売却益	1,174		
固定資産除却損	9,002		
固定資産売却損	138,050		148,226
特別損失	6,707		
固定資産除却損	1,268		
固定資産減損	57,078		65,054
税金等調整前当期純利益	597,949		
法人税、住民税及び事業税	251,288		
法人税等調整額	△16,293		234,995
当期純利益	362,954		
非支配株主に帰属する当期純利益	△17,202		
親会社株主に帰属する当期純利益	380,156		

計算書類

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,476,694	流 動 負 債	2,689,835
現金及び預金	3,013,377	買掛金	1,854,257
売掛金	2,688,669	1年内返済予定の長期借入金	135,367
商品	447,317	リース債務	20,906
仕掛品	4,453	未払金	228,749
原材料及び貯蔵品	62,258	未払法人税等	145,375
前払費用	46,670	未払費用	140,684
貸倒引当金	234,453	賞与引当金	97,411
固定資産	△20,506	その他	67,083
有形固定資産	7,461,466	固定負債	1,726,851
建物	3,217,131	長期借入金	1,464,937
構築物	67,467	リース債務	51,466
機械装置	0	長期未払金	84,490
車両運搬具	0	役員退職慰労引当金	65,553
工具、器具及び備品	413,233	その他	60,403
土地	3,255,827	負債合計	4,416,686
建物	62,703	純資産の部	
建設仮勘定	445,103	株 主 資 本	10,555,212
無形固定資産	89,396	資本金	983,350
借地権	3,650	資本剰余金	1,015,270
ソフトウェア	72,082	資本準備金	1,015,270
電話加入権	11,720	利益剰余金	9,315,351
その他	1,943	利益準備金	74,200
投資その他の資産	1,029,833	その他利益剰余金	9,241,151
投資有価証券	201,091	別途積立金	1,690,000
関係会社株	368,260	固定資産圧縮積立金	14,049
出資	10	繰越利益剰余金	7,537,102
従業員長期貸付金	442	自 己 株 式	△758,759
破産更生債権等	6,128	評価・換算差額等	85,492
長期前払費用	3,388	その他有価証券評価差額金	85,492
繰延税金資産	127,137	純資産合計	10,640,704
差入保証金	154,107	負債純資産合計	15,057,391
貸倒引当金	186,237		
貸倒引当金	△16,969		
資産合計	15,057,391		

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	17,333,697
売上原価	12,193,745
売上総利益	5,139,952
販売費及び一般管理費	4,771,425
営業利益	368,526
営業外収益	
受取利息	63
受取配当金	86,020
受取役員報酬	124,959
受取賃料	147,569
受取成金収入	19,621
受取保険料	109
その他	6,904
営業外費用	
支払利息	7,232
自己株式取得費用	24,288
賃貸収入原価	118,158
その他	5,760
経常利益	155,440
特別利益	598,333
資産除去債務戻入	9,002
資産除却損	138,050
特別損失	
固定資産売却損	6,707
固定資産除却損	155
減損	57,078
税引前当期純利益	63,941
法人税、住民税及び事業税	232,818
法人税等調整額	△11,826
当期純利益	460,452

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

札幌臨床検査センター株式会社
取締役会 御中

清明監査法人

北海道札幌市

指 定 社 員 公認会計士 加 賀 聡
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 原 田 一 平
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、札幌臨床検査センター株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、札幌臨床検査センター株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

札幌臨床検査センター株式会社
取締役会 御中

清明監査法人

北海道札幌市

指定社員 業務執行社員	公認会計士	加賀	聡
指定社員 業務執行社員	公認会計士	原田	一平

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、札幌臨床検査センター株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月24日

札幌臨床検査センター株式会社 監査役会

常勤監査役 宮 森 利 康 ㊟

監 査 役 金 木 義 昭 ㊟

監 査 役 平 田 治 ㊟

(注) 監査役 宮森利康、金木義昭、平田治は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への安定した配当の実現を基本とし、中長期戦略を踏まえ、経営基盤の強化に向けた内部留保金を確保し、配当をまいりました。

当期の配当につきましては、利益配分の方針、財政状態等を総合的に勘案し、1株につき23円とさせていただきたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金23円
総額 76,603,294円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月28日

2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	属性
1	伊達 忠一	代表取締役会長	再任
2	伊達 忠應	代表取締役社長	再任
3	荒井 寛	取締役副社長	再任
4	庄司 吉人	常務取締役	再任
5	長野 英夫	取締役	再任
6	越智 隆雄	社外取締役	再任 社外
7	伊達 宏美		新任

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者

候補者 番号	ふり 氏 がな 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株式の数
1	だ て ちゅう いち 伊 達 忠 一 (1939年1月20日生) 〔再任〕	1965年9月 当社代表取締役社長 2001年6月 当社代表取締役会長 2004年10月 国土交通大臣政務官就任に伴い取締役辞任 2005年11月 当社相談役 2006年6月 当社代表取締役会長 2012年12月 内閣府副大臣就任に伴い取締役辞任 2014年6月 当社代表取締役会長 (現任)	126,420株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>伊達忠一氏を取締役候補者とした理由は、1965年9月に当社代表取締役社長に就任以来、当社の発展に取り組んでまいりました。また、2006年6月に代表取締役会長に就任し、取締役会の運営に注力しております。経営者として豊富な経験・実績・見識を有しており、当社の経営の推進とコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断したためであります。</p>			
2	だ て ただ まさ 伊 達 忠 應 (1972年7月24日生) 〔再任〕	1998年4月 株式会社三菱化学ビーシーエル入社 (現株式会社L S I メディエンス) 2000年12月 同社退社 2001年6月 当社取締役 2004年6月 当社常務取締役 2005年11月 当社取締役 2006年6月 当社常務取締役 2008年6月 当社取締役副社長 2014年4月 当社取締役副社長管理本部長 2016年4月 当社取締役副社長営業本部長 2017年5月 当社取締役副社長 2020年4月 当社取締役副社長医薬事業本部長 2021年10月 当社取締役副社長 2022年6月 当社代表取締役社長 (現任)	62,400株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>伊達忠應氏を取締役候補者とした理由は、2001年6月に当社取締役に就任以来、当社の発展に取り組む、当社の属する事業分野や提供するサービスに精通していることから、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うのに適任であると判断したためであります。</p>			

候補者 番号	ふり 氏 (生 年 月 日)	がな 名 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
3	あら い 荒 井 覚 (1958年1月23日生)	さとる [再任]	1980年4月 株式会社北洋相互銀行（現北洋銀行）入行 2011年6月 同行取締役経営管理部長 2012年10月 同行取締役リスク統括部長 2013年6月 同行常務取締役 2016年6月 北洋システム開発株式会社取締役社長 2021年6月 同社顧問 2022年6月 当社取締役副社長（現任）	200株
<p>【取締役候補者とした理由】 荒井覚氏を取締役候補者とした理由は、北洋銀行の経営管理・リスク管理に長年にわたって携わられ、その後北洋システム開発株式会社の代表取締役を務められ、豊富な経験と専門知識を有しておられることから、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うのに適任であると判断したためであります。</p>				
4	しょう じ よし ひと 庄 司 吉 人 (1964年7月31日生)	[再任]	1987年8月 当社入社 2009年4月 当社営業部副部長 2013年8月 当社事業推進部長 2015年4月 当社執行役員営業本部副本部長 2017年5月 当社執行役員営業本部長兼事業推進部長 2017年6月 当社取締役営業本部長兼事業推進部長 2019年9月 当社取締役営業本部長兼営業部長 2021年4月 当社取締役営業本部長 2023年7月 当社取締役統括本部長兼営業本部長 2023年10月 当社常務取締役統括本部長兼営業本部長 （現任）	300株
<p>【取締役候補者とした理由】 庄司吉人氏を取締役候補者とした理由は、1987年8月に当社へ入社以来、長年にわたって営業業務に携わられてきた豊富な経験と幅広い知識から、営業活動において適切な助言を得られると判断したためであります。</p>				

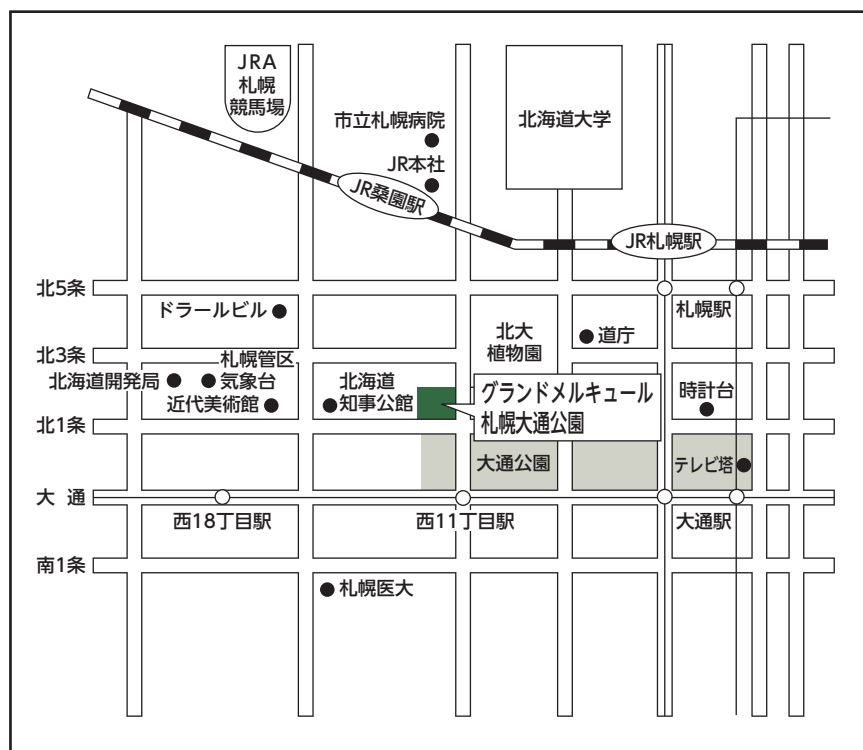
候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
5	ながの ひでお 長野 英夫 (1963年5月11日生) 〔再任〕	1985年4月 当社入社 2003年4月 当社営業本部道北支店長 2015年4月 当社執行役員営業本部道北支店長 2020年6月 当社取締役営業本部道北支店長 2024年4月 当社取締役営業本部副本部長兼道北支店長 (現任)	2,100株
【取締役候補者とした理由】 長野英夫氏を取締役候補者とした理由は、営業業務に携わられてきた豊富な経験と幅広い知識から、営業活動において適切な助言を得られると判断したためであります。			
6	おち たか お 越智 隆雄 (1955年7月3日生) 〔社外取締役〕 〔再任〕	1975年4月 当社入社(営業本部 第一営業部) 2003年7月 同社退社 2003年10月 参議院議員事務所入所 2020年7月 同所退所 2021年6月 当社社外取締役(現任)	0株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 越智隆雄氏を社外取締役候補者とした理由は、新規顧客の開拓時期に長年にわたって当社の営業業務に携わられてきた豊富な経験と幅広い知識から、適切な助言をいただきたいためであります。同氏は、会社の経営に関与した経験はありませんが、長年にわたって参議院議員事務所業務に携わられ、幅広い人脈と豊富な経験を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。			
7	だ て ひろ み 伊達 宏美 (1976年11月16日生) 〔新任〕	1995年4月 社団法人北海道防災指導センター入職 2001年4月 全建総連札幌建設労働組合入職 2004年4月 当社入社 2016年4月 自由民主党北海道ふるさと振興支部入所	0株
【取締役候補者とした理由】 伊達宏美氏を取締役候補者とした理由は、防災業務及び当社において人事経理業務に携わられるなど豊富な経験と見識を有しており、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うのに適任であると判断したためであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 越智隆雄氏は、社外取締役候補者であります。
3. 越智隆雄氏は、現在、当社の社外取締役候補者ですが、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：札幌市中央区北1条西11丁目1
グランドメルキユール札幌大通公園（旧ロイトン札幌）
2階「リージェントホール」
TEL：011-613-3210（札幌臨床検査センター株式会社総務部内）



●地下鉄東西線西11丁目駅より徒歩3分